

平成26年5月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年(行コ)第6号 2009年度福井県議会政務調査費充当金返還請求控訴事件

(原審 福井地方裁判所平成22年(行ウ)第16号)

口頭弁論終結日 平成26年3月26日

判 決

福井市

控訴人兼被控訴人

福井市

控訴人兼被控訴人

福井市

控訴人兼被控訴人

福井市

控訴人兼被控訴人

(以下、上記4名を「一審原告ら」という。)

一審原告ら訴訟代理人弁護士 坪田康男

同 湯川二朗

同 吉川健司

同 茂呂信吾

福井市大手三丁目17番1号

被控訴人兼控訴人 福井県知事西川一誠

(以下「一審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 野坂佳生

同指定代理人 高島淳一

同 中川幸一

同 坂口卓夫

同

勝木政孝

福井市大手三丁目17番1号 福井県議会議事堂内

一審被告補助参加人

自民党県政会

同代表者会長

関孝治

同訴訟代理人弁護士

井上毅

主

文

- 1 一審原告らの本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 一審被告の本件控訴に基づき、原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。
- 3 上記取消しに係る一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は、第1，2審を通じ、一審原告らの負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 控訴の趣旨

###### 1 一審原告ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審被告補助参加人に対し、1327万1090円及びこれに対する平成23年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

###### 2 一審被告

##### 主文第2，3項同旨

##### 第2 事案の概要

###### 1 事案の要旨

###### (1) 請求

本件は、福井県の住民である一審原告らが、福井県議会議員によって構成される会派の一つである一審被告補助参加人が福井県から交付を受けた平成21年度の政務調査費を平成22年3月に実施した海外視察（①一審被告補助参加人所属議員6

名がニュージーランドを視察したもの（以下「本件視察1」という。），②同所属議員4名が台湾・シンガポール（ただし，2名はシンガポールのみ）を視察したものの（以下「本件視察2」という。）及び③同所属議員4名がデンマーク・スウェーデンを視察したもの（以下「本件視察3」といい，本件視察1ないし3を併せて「本件各視察」という。）のための旅費等に充当した部分は違法な支出であって，一審被告補助参加人が上記旅費等を不当に利得しており，かつ，当該利得に法律上の原因がないことにつき悪意であったと主張して，地方自治法242条の2第1項4号に基づき，福井県知事である一審被告に対し，一審被告補助参加人に上記旅費等に相当する1327万1090円及びこれに対する平成23年1月14日（一審被告に対する訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息を返還するよう求める事案である。

## （2）原審の判断等

原審は，会派の活動が県の事務及び地方行財政と合理的関連性を有している調査研究活動といえるか否かの判断に当たっては，当該会派の活動の目的や内容を主要な考慮要素とするべきであり，これらに照らして，その活動が県政と合理的関連性を有しない場合には，使途基準に適合しない支出であると判断すべきであるとし，本件各視察においては，視察目的，視察内容ともに県政と合理的関連性があり，視察目的と視察内容の間の整合性も認められ，有用性，必要性が明らかに欠けるとはいえないから，本件各視察は，県政との間に合理的関連性が認められる調査活動であるといえるとした。

ただし，原審は，本件各視察の実施費用には，旅費，宿泊費のほか，朝食代，夕食代（以下「食事代」という。）が含まれているところ，こうした食事代が県の事務及び地方行財政と合理的関連性を有することをうかがわせる事情があるとは認められず，使途基準に適合しない支出であるというべきであるとして，一審被告に対し，一審被告補助参加人に食事代相当額の金員合計36万8600円及びこれに対する平成23年1月14日から支払済みまで年5分の割合による利息の返還を求め

るよう命じて、一審原告らの請求を一部認容し、その余の請求を棄却した。

このため、一審原告ら及び一審被告の双方が、前記第1の裁判を求めてそれぞれ控訴を提起した。

## 2 前提事実等

### (1) 原判決の引用

上記1以外の事案の概要（前提事実、主たる争点及び争点に関する当事者の主張）は、以下(2)のとおり補正するほかは、原判決事実及び理由欄第2の2ないし5（原判決3頁9行目から44頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

### (2) 原判決の補正

ア 原判決5頁13行目末尾の次に、行を改めて次のとおり加える。

#### 「(2-2) 本件旅費条例等の定め

ア 本件旅費条例の定め

(ア) 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（乙19の1ないし4。

以下「本件旅費条例」という。）には、議員報酬や職務を行うために要する費用（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料）等、議員活動に対する費用が支給されることが定められている（本件旅費条例2条）。

(イ) 特別職の職員の外国旅行の旅費は、当分の間、一般職員に準じ知事が定めると規定されている（本件旅費条例制定時附則3項）。

イ 本件旅費規則の定め

(ア) 国家公務員の旅費の例によるとの定め

上記ア(イ)の規定を受けて定められた福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則（乙20。以下「本件旅費規則」という。）制定時附則2項は、本件旅費条例制定時附則3項に規定する特別職の職員の外国旅行の旅費については、同項から6項までに定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の適用を受ける国家公務員等に支

給される外国旅行の旅費の例によると規定する。

(イ) 福井県議会議員が旅費法上の指定職に当たるとの定め

議長を除く議員は、旅費法2条1項3号に規定する指定職の職務に相当する職務とされている（本件旅費規則制定時附則3項2号）。

ウ 旅費法の定め

(ア) 旅費法上、旅費の種類は、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、…支度料、旅行雑費…」と定められている（6条1項）。また、外国旅行の旅費（第3章）の日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額によると定められ（35条1項），旅行先の区分は、財務省令によって定められるところ（同法別表第二備考二），シンガポールは、旅行先区分にいう指定都市であり（国家公務員等の旅費支給規程16条），デンマーク及びスウェーデンは同甲地方であり（同17条2号，18条），ニュージーランドは同乙地方であり（同17条6号），台湾は同丙地方である（同19条）。

(イ) 指定職の宿泊料（一夜につき）は、旅行先区分に応じ、次のとおりである（旅費法別表第二）。

- a 指定都市（シンガポール） 2万5700円
- b 甲地方（デンマーク及びスウェーデン） 2万1500円
- c 乙地方（ニュージーランド） 1万7200円
- d 丙地方（台湾） 1万5500円

(ウ) 食卓料の額は、定額とされ（旅費法35条3項），指定職の食卓料（一夜につき）は、7700円とされている（同法別表第二）。」

イ 原判決6頁6行目末尾の次に、行を改めて次のとおり加える。

「ウ(ア) 本件マニュアルでは、政務調査活動に伴う交通費、宿泊費等の経費の充当は、調査研究活動が自発的な意思に基づいて行うものであることから、社会通念上許容される範囲で実費を充当することが原則となると記載している（本件マニュアル3頁）。

(イ) 本件マニュアルでは、旅費額算定上の留意点として、県外交通費については、旅費規程に基づく算出額又は実費に基づいて算定するものと記載している（本件マニュアル31頁）。」

ウ 原判決10頁25行目末尾の次に、「すなわち、一般の観光旅行における見学と異なる客観的事情が必要である。」を加える。

エ 原判決33頁10行目冒頭の「c」を「b」と改める。

オ 原判決38頁7行目末尾の次に、行を改めて次のとおり加える。

「 ウ 食事代について（一審原告らの当審における補充主張）

(ア) 本件旅費条例は、費用弁償の対象となる議会活動や議会が行う視察旅行にのみ適用すべきであって、これを政務調査活動にも適用できるとする一審被告らの主張には根拠がない。

(イ) 政務調査活動をしているときであっても、していないときであっても、食事を摂るのであるから、食事に関する費用は、特段の事情がない限り、政務調査活動と無関係であって、「社会通念上許容される実費」には該当せず、政務調査活動費として支出することは認められない。本件において、食事をしながらでなければ政務調査活動ができなかつた等の特段の事情はないから、食事代について政務調査費からの支出は認められない。したがって、この点の原判決の判断は正当であり、一審被告らの主張は誤っている。」

カ 原判決44頁20行目の末尾の次に、行を改めて次のとおり加える。

「(5) 食事代について（一審被告の当審における補充主張）

ア 本件マニュアルにおいて、旅費額算定上の留意点として、旅費規程を参照しているところ（前提事実(3)ウ(イ)），旅費規程とは、本件旅費条例及び本件旅費規則を指すと解されるから、政務調査費における旅費の計算においても、本件旅費条例、本件旅費規則及び旅費法の定めるところにより（前提事実(2-2)），旅費を計算すべきである。

イ 一審被告は、旅費法の宿泊料には食事代が含まれていると考えられること

から、一泊朝食のみの場合の宿泊料の上限として、食卓料に相当する額の4分の3を宿泊料から減額するものとして計算している。また、機内泊に伴う空港等での夕食については、食卓料の4分の3を支給するものとして計算している。このような計算の結果、本件各視察における宿泊料（食事代を含む。以下、特に断りのない限り同じ。）の上限は、別紙のとおりである。

ウ 本件各視察における政務調査費の宿泊料充当後の超過額は、別紙の「超過額」欄のとおりであり、本件視察2の台湾泊（2名）について各自1000円を超過しているのみで、その余の宿泊料は全て旅費規程の範囲内である。そして、超過額2000円は、本件提訴前に返納されている（乙7の1・2）。

エ したがって、本件各視察における食事代は、旅費規程の制限内でしか充当されておらず、本件使途基準に違反しない。」

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 判断

当裁判所は、本件各視察については、食事代に関するものを含め、福井県政務調査費の交付に関する条例（平成22年3月19日条例第16号による改正前のもの。以下、同じ。）及び福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成22年3月31日議会告示第1号による改正前のもの。以下、同じ。）の定めに基づき、視察目的、視察内容ともに福井県の県政と合理的関連性があり、視察目的と視察内容との間に整合性も認められ、有用性、必要性が明らかに欠けるとはいえないものと判断する。

#### 2 理由

##### (1) 原判決の引用

上記判断の理由は、以下(2)のとおり補正するほかは、原判決事実及び理由欄第3（原判決44頁22行目から64頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

##### (2) 原判決の補正

ア 原判決58頁1行目冒頭から末尾までを、「(4) 本件各視察における費用内訳」と改める。

イ 原判決58頁2行目の「〔甲5ないし7〕」を「〔甲5の1~3, 6の1~3, 7の1~3, 乙4〕」と改める。

ウ 原判決58頁13行目から18行目までを、次のとおり改める。

「⑤ クライストチャーチにおける宿泊料（2泊, 6名）

1名1泊朝食代 1万1000円

同夕食代 5000円

小計 1万6000円

1万6000円×2泊×6名=19万2000円

⑥ クイーンズタウンにおける宿泊料（2泊, 6名）

1名1泊朝食代 1万2000円

同夕食代 5000円

小計 1万7000円

1万7000円×2泊×6名=20万4000円

⑦ オークランドにおける宿泊料（1泊, 6名）

1名1泊朝食代 1万1500円

同夕食代 5000円

小計 1万6500円

1万6500円×1泊×6名=9万9000円】

エ 原判決59頁1行目から2行目までを、次のとおり改める。

「⑫ 食事代（夕食5回分）

食事代は、前記⑤ないし⑦において計上したとおりであり、この項において別途計上しない。」

オ 原判決60頁2行目から5行目までを、次のとおり改める。

「⑨ 台湾における宿泊料（1泊, 2名）

1名1泊朝食代 1万1500円

同夕食代 5000円

小計 1万6500円

1万6500円×1泊×2名=3万3000円

⑩ 食事代（台湾、夕食1回分）

食事代は、前記⑨において計上したとおりであり、この項において別途計上しない。」

カ 原判決60頁16行目から21行目までを、次のとおり改める。

「⑭ シンガポールにおける宿泊料（3泊、台湾から引き続き参加した者2名。この2名は、夕食1回を台湾からシンガポールへの航空機内の機内食で摂ったため、シンガポールにおける夕食代は2回分しか費用計上していない。）

1名1泊朝食代 1万1800円

同夕食代 5500円

小計 1万7300円

(1万1800円×1泊+1万7300円×2泊)×2名=9万2800円

⑮ シンガポールにおける宿泊料（1泊+機内泊、シンガポールのみ参加した者2名。この2名は、最終日にシンガポールで夕食を摂った後帰国した。）

1名1泊朝食代 1万1800円

同夕食代 5500円

小計 1万7300円

1名機内泊夕食代 5500円

(1万7300円+5500円)×2名=4万5600円

⑯ 食事代（シンガポール、夕食2回分）

食事代は、前記⑭及び⑮において計上したとおりであり、この項において別途計上しない。」

キ 原判決61頁17行目から20行目までを、次のとおり改める。

「⑦ デンマークにおける宿泊料（3泊、4名）

1名1泊朝食代 1万4850円

同夕食代 5130円

小計 1万9980円

1万9980円×3泊×4名=23万9760円

⑧ 食事代（デンマーク、夕食3回分）

食事代は、前記⑦において計上したとおりであり、この項において別途計上しない。」

ク 原判決62頁2行目から5行目までを、次のとおり改める。

「⑫ スウェーデンにおける宿泊料（2泊、4名）

1名1泊朝食代 1万5120円

同夕食代 5130円

小計 2万0250円

2万0250円×2泊×4名=16万2000円

⑬ 食事代（スウェーデン、夕食2回分）

食事代は、前記⑫において計上したとおりであり、この項において別途計上しない。」

ケ 原判決62頁16行目から64頁14行目までを、次のとおり改める。

「 イ 福井県議会議員の海外視察が政務調査活動として行われ、その宿泊料（注・食事代を含む。）として支出された金額が本件旅費条例で定める額以内に抑えられている場合、その額の政務調査費からの支出をもって、違法な支出であると認めることはできない。本件マニュアルもこの趣旨を述べているものと理解される。

一審原告らは、これよりも厳しい観点から制限すべきであると主張するが、福井県議会議員の政務調査活動としての海外視察も福井県議会議員としての活動である以上、その際の宿泊料の額が適法か否かを本件旅費条例の定める宿泊料の支給額を基準として判断することは合理的であると考えられるから、一審原告らの上記主張

は採用することはできない。

ウ(ア) 本件旅費条例の定め（前提事実(2-2)）に従い、本件各視察における宿泊料を計算すると、別紙の各「旅費規程額」欄のとおりとなる。

(イ) 前記ア(イ)⑨のとおり、本件視察2に係る台湾での宿泊料1万6500円は、上記(ア)の宿泊料の定め1万5500円（別紙の3／21　台湾1泊欄参照）を2名分合計で2000円超過しているが、一審被告補助参加人は、平成23年2月28日、一審被告に対し、この2000円を返還した（前提事実(11)）。

(ウ) 上記(イ)の2000円返還後の本件各視察の宿泊料は、上記(ア)のとおり、本件旅費条例の定めの範囲内の額である。

(エ) したがって、本件各視察における宿泊料を交付を受けた政務調査費から支出した一審補助参加人について、宿泊料相当額の不当利得金が発生したと認めることはできない。

エ 本件各視察における宿泊料以外の政務調査費からの支出額について、違法な点は認められない。」

### 3 結論

以上の次第で、一審原告らの請求はいずれも理由がない。したがって、一審原告らの本件各控訴は理由がないからいずれも棄却すべきであり、一審被告の本件控訴に基づき、原判決中、一審原告らの請求を一部認容した部分を取り消し、同取消しに係る一審原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官

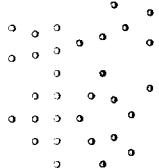
市 川 正 巳

裁判官

寺 本 明 広

裁判官

小 川 紀 代 子



(別紙)

## 宿泊料・食卓料一覧

(国家公務員等の旅費に関する法律 別表第二)

指定都市	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	丙地方	
25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円	7,700 円

【福井県における運用】

※指定都市（シンガポール）での1泊朝食料金 19,925 円

<宿泊料 25,700 円 - 夕食相当分 5,775 円 (食卓料 7,700 円 × 3 / 4) >

【本件視察先】ニュージーランド（乙地方） 参加6名

宿泊および食事	内容 (1回あたり)	支出額 (1回あたり)	旅費規程額	超過額	原判決58 ～59頁
3/25, 26 クライストチャーチ 2泊 (朝食付き)、夕食2回	1泊2食	16,000 円	17,200 円	0	⑤⑫
3/27,28 クイーンズタウン 2 泊 (朝食付き)、夕食2回	〃	17,000 円	〃	0	⑥⑫
3/29 オークランド 1泊 (朝食 付き)、夕食1回	〃	16,500 円	〃	0	⑦⑫

【本件視察先】台湾（丙地方・参加2名）・シンガポール（指定都市・参加4名）

宿泊および食事	内容 (1回あたり)	支出額 (1回1名)	旅費規程額	超過額	原判決 59～61頁
台湾・シン ガポール とも参加 (2名)	3/20 中部国際空港 前泊 (朝食付き)	1泊朝食	6,400 円	13,600 円 (※)	0 ⑥
	3/21 台湾 1泊 (朝 食付き)、夕食1回	1泊2食	16,500 円	15,500 円	1,000 円 ⑨⑩
	3/22 シンガポール 1泊 (朝食付き)	1泊朝食	11,800 円	19,925 円	0 ⑭
	3/23,24 シンガポ ール 2泊 (朝食付 き)、夕食2回	1泊2食	17,300 円	25,700 円	0 ⑭⑯
シンガポ ールのみ 参加 (2 名)	3/23 シンガポール 1泊 (朝食付き)、 夕食1回	1泊2食	17,300 円	25,700 円	0 ⑮⑯
	3/24 シンガポール 夕食代1回	夕食	5,500 円	5,775 円	0 ⑯ (様内泊)

※前泊を伴うため旅費規程上は1泊2食扱い。なお、1泊朝食分としても11,350円である。

<宿泊料 13,600 円 - 夕食相当分 2,250 円 (食卓料 3,000 円 × 3 / 4) > 【本件旅費条例 (乙  
19) 別表第一】

【本件視察先】デンマーク・スウェーデン（甲地方・参加4名）

宿泊および食事	内容 (1回あたり)	支出額 (1回1名)	旅費規程額	超過額	原判決 61~ 62頁
3/23, 24, 25 デンマーク 3泊 (朝食付き)、夕食代3回	1泊2食	19,980円	21,500円	0	⑦⑧
3/26, 27 スウェーデン 2泊(朝 食付き)、夕食代2回	〃	20,250円	21,500円	0	⑫⑬

これは正本である。

平成26年5月28日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 宮川千秋

